

鯖江広域衛生施設組合女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画の実施状況 および鯖江広域衛生施設組合における女性の活躍状況の公表（令和８年度）

鯖江広域衛生施設組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、「鯖江広域衛生施設組合女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第１９条第６項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第２１条の規定に基づき、鯖江広域衛生施設組合における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

１ 採用した職員に占める女性職員の割合

年度	R3	R4	R5	R6	R7
全職種	—	—	100%	—	—

２ 管理職に占める女性職員の割合

目標：50%

年度	R3	R4	R5	R6	R7
全職種	0%	0%	0%	0%	0%

（４月１日現在）

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

１ 男女別の育児休業取得状況

目標：100%

年度		R3	R4	R5	R6	R7
取得率	男性	100%	—	—	—	100%
	女性	—	—	—	—	—

（取得者：年度内に新たに育児休業を取得した者）

２ 妻の出産に付き添う休暇および妻の出産による子の養育休暇の取得率

年度	R3	R4	R5	R6	R7
妻の出産に付き添う休暇	50%	—	—	—	—
妻の出産による子の養育休暇	0%	—	—	—	—

（取得者：年度内に新たに休暇が取得可能となった者）

3 超過勤務の状況

年間の超過勤務時間が 360 時間を超える職員の割合

目標：0%

年度	R3	R4	R5	R6	R7
職員の割合	0%	0%	0%	0%	0%

4 年次休暇の取得状況

目標：取得率 60%

暦年	R3	R4	R5	R6	R7
取得率	59%	53%	84%	58%	46%
平均取得日数	11.7 日	10.6 日	16.8 日	11.5 日	9.1 日

5 主な取組内容

・育児支援ための取組

出産や育児に関する支援制度や手続きについてまとめたものを配布し、全庁的な制度の周知を図っています。

子どもの出生予定を申し出た職員に対し、個別に休暇や育児休業等の制度・手続き等について説明を行っています。

また、育児休業期間中の職員の業務を遂行することが困難なときは、会計年度任用職員等による適切な代替要員の確保を行っています。

・超過勤務縮減のための取組

毎週水曜日をノー残業デーと設定し、周知徹底しています。また、毎日午後 9 時には退庁することを周知徹底しています。

・休暇取得の促進

各所属において出勤管理を行う中で、所属長は、計画的、積極的に休暇を取得できるよう、職員の意識を啓発し取得促進を図っています。

また、年間 5 日以上の子年次休暇取得のため、年次休暇取得計画の作成や、所属長自ら率先して休暇の取得促進に努めることについて周知しています。